

議案第28号

文化財の県指定について

1 提案理由

平成24年9月6日に、石川県文化財保護審議会から文化財の県指定について
答申があったため

2 根拠法令等

石川県文化財保護条例第4条第1項

3 指定内容

有形文化財

| 種別 | 名称 | 員数 | 所在地 | 所有者 |
|-----|----------|---------|-----------------------|-----|
| 彫刻 | 木造千手観音立像 | 1 軀 | 鳳珠郡穴水町字明千寺ル18 | 明泉寺 |
| 工芸品 | 蒔絵亀図鞍・鏡 | 1 脊・1 双 | 金沢市出羽町2番1号 石川県立美術館 | 石川県 |

4 指定の日

告示の日（平成24年9月21日予定）

もくぞうせんじゅかんのんりゅうぞう
木造千手観音立像

- 1 種 別 有形文化財（彫刻）
- 2 名 称 木造千手観音立像
- 3 員 数 1 軀
- 4 所 在 地 鳳珠郡穴水町字明千寺ル18
- 5 所 有 者 みょうせんじ
明泉寺
- 6 指 定 理 由 7 頁のとおり
- 7 形 式 一木造、像高 151.5 cm
- 8 年 代 平安時代
- 9 作 者 不明
- 10 維持保存方法 所有者にて保存管理
- 11 写 真 8 頁のとおり
- 12 そ の 他 穴水町指定文化財（昭和36年10月1日）

指 定 理 由

穴水町^{みょうせんじ}明千寺にある明泉寺は、飛鳥時代の^{はくち}白雉3年(652)に開創したと伝えられる真言宗寺院である。室町時代の「明泉寺古絵図」には20棟を超える建物が描かれ、現在も境内には重要文化財「明泉寺五重塔」が残り、また平安時代の古仏が複数伝わることから、古くから隆盛を極めていたことが知られる。

本像は、明泉寺の観音堂奥にある厨子に安置されている本尊である。頭頂部に高い頂上仏面、天冠台に化物十面を配する。顔はふくらみのある頬に引き締まった口、落ち着いた眼差しなど慈愛あふれる表情を湛え、首には三道を表す。

大手は^{だいしゅ}四十二^ひ臂で、胸前で二手が合掌し、さらに腹前で二手が禅定印を結び宝珠を執る。脇手は蓮華、法輪、水瓶などの様々な持物を手にし、多様な救済の力を表現している。

左肩から^{じょうはく}条帛を掛け、^{てんね}天衣は両肩を被って膝前に二条を垂らした共彫である。衣文の彫り口が深く谷をえぐり山を残すなど、平安時代前期の^{ほんぼしき}鬪波式衣文の特徴がみられ、特に膝上に強く表現されている。脇手は直線的であるが、腰と衣のゆるやかな曲線の流れによって優美な印象を与えている。

構造はこの時代の特徴を示す古風な^{いちぼくづくり}一木造で、頭軀幹部と大手の合掌手を一材で彫り出し、その他の部分は別材で^は矧ぎ付け、小脇手は一本ずつ彫り出し釘で板に打ち付けている。黒褐色の下地が部分的に残り、僅かではあるが衣文の谷間などに緑、朱色などの彩色仕上げの痕跡が認められる。

平成23年度に財団法人美術院において修理が実施されており、保存状態は極めて良好である。

このように、明泉寺の木造千手観音立像は、平安時代前期まで遡ることのできる特徴がよく表れている数少ない遺例として貴重な仏像であり、文化財的価値は高く、有形文化財に指定し、その保存を図ることが必要である。

写 真



まきえかめずくら あぶみ
蒔絵亀図鞍・鐙

- 1 種 別 有形文化財（工芸品）
- 2 名 称 蒔絵亀図鞍・鐙
- 3 員 数 1脊^{せい}・1双
- 4 所 在 地 金沢市出羽町2番1号（石川県立美術館）
- 5 所 有 者 石川県
- 6 指 定 理 由 10頁のとおり
- 7 形 式 鞍 幅40.0cm 奥行39.0cm 高27.4cm
鐙 幅13.4cm 奥行28.5cm 高27.0cm
- 8 年 代 17世紀
- 9 作 者 伝清水^{くへい}九兵衛
- 10 維持保存方法 石川県立美術館にて保存管理
- 11 写 真 11頁のとおり

指 定 理 由

本品の作者は、清水九兵衛（1688年没）と伝えられている。清水九兵衛は、号を柳景といい、寛文10年（1670）に加賀藩3代藩主前田利常に江戸から招かれて、五十嵐道甫と共に加賀蒔絵の基礎を築いたすぐれた蒔絵師である。本品は永らく前田家に伝来し、重要文化財「和歌浦蒔絵見台」と並び、清水九兵衛の代表作として古くから知られていた名品である。

鞍の前輪と後輪は、尾の長い大小の「蓑亀」を黒漆地に金の高蒔絵で生き生きと描き、顔や甲羅などの細部は付描でさらに緻密に仕上げた優品である。蓑亀とは、甲羅に藻が付着し、蓑を着たように見える亀のことで、蓑は雨風から身を守るところから厄除けを意味する吉祥文の一種であり、亀は長寿の象徴であるところから、工芸文様の好題としてよく用いられる。

鐙はくぼみを一か所に設けた片笑の形式で、鳩胸から笑にかけての豪放な意匠と巧みな技法は、鞍と同じである。内面にはきわめて荒い刑部平目粉を置き、装飾的効果を高めている。

鞍の居木の裏側には「貞享三年（1686）／三月日／（花押）」と鞍工のものとみられる刻銘がある。

使用された形跡は見られないが、5代藩主前田綱紀（1643～1724）の所用と伝えられており、鞍銘の年代と矛盾はない。

このように、蒔絵亀図鞍・鐙は、清水九兵衛の作品としては珍しく豪放な趣を見せながら、精緻で格調高い作風が如何なく発揮された貴重な作品であり、文化財的価値は高く、有形文化財に指定し、その保存を図ることが必要である。

写 真

